

“住宅用”太陽光発電システム

の設置費用の一部を補助します！！

太陽光発電は、地球温暖化の原因である温室効果ガスを出さない環境にやさしいエネルギーです。日中、発電した電力は自宅で使用し、余った電力は売ることができます。

玉川村では、地球にやさしいエネルギー導入を進めるため、住宅用太陽光発電に対する補助を始めます。

補助制度の概要

補助対象

玉川村内に自ら居住している又は居住しようとする住宅に太陽光発電システムを個人で設置する方

※住宅とは、専用住宅又は延べ面積の2分の1以上を居住用に供する併用住宅

※必ず設置工事に着手する前に補助金の交付申請を行ってください。

次の方には補助金を交付できません。

- (1) 借りている住宅へ設置する方
- (2) 村税等を滞納している世帯の方
- (3) 10kw以上の太陽光発電システムを設置する方

補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力 “1kw当たり3万円” (上限4kw 120,000円)

補助金額の計算例

◇最大出力が2.44kwの場合

$2.44\text{kw} \times 30,000\text{円} = 73,200\text{円}$

千円未満は切り捨てなので、補助金額は73,000円です。

◇最大出力が4.38kwの場合

$4.38\text{kw} \times 30,000\text{円} = 131,400\text{円}$

上限が4kw120,000円なので、補助金額は120,000円です。

申込及び問い合わせ先

玉川村企画産業課企画振興係 Tel0247-57-4629

玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金の交付に関し、玉川村補助金の交付等に関する規則（昭和56年玉川村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかにも適合したものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧配電線と逆潮流有りで連係（当該装置による発電量のうち、当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように、装置を商用いる電力と連係していることをいう。）し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は、国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値（単位はキロワットで表示するものとし、小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以下同じ。）が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの
- (2) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたもの
- (3) 申請時において使用に供されていないもの
- (4) 電力会社と電力供給契約を締結していること

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、自らが居住し、又居住しようとする村内の住宅

（専用住宅又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等併用住宅）に対象システムを設置する個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者
 - (2) 対象システムが設置された新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。
- (1) 借りている住宅に設置する者
 - (2) 玉川村税等を滞納している世帯員がある者
 - (3) この要綱による補助金の交付を既に受けている者
 - (4) その他村長が補助金を交付することが適当でないとする者

(補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象システムの設置に要する経費で、別表に掲げる経費とする。

2 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は1キロワット当たり3万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（最大出力が4キロワットを超える対象システムについては、4キロワットとする。）を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次ぎに掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 工事請負契約書又は、売買契約書の写し
- (4) 村税等完納証明書(様式第4号)
- (5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)を、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第6号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第6条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第7号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告してその指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、実施状況報告書(第8号様式)により報告を求めることがある。

- 2 村長は、補助事業を適正に執行するため、当該事業の実施状況を現場において確認することができる。
- 3 補助事業者等は、当該事業が完了したときは速やかに完了報告書(第9号様式)を村長へ提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後、既存住宅に設置する場合は3か月以内、新築住宅に設置する場合は6か月以内(第7条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内)又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第10号)に次ぎに掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第11号)
- (2) 対象システムの設置の状況を確認することができる写真
- (3) 電力会社と電力需給契約書の写し
- (4) その他村長が必要と認めて指示する書類

(交付額の確定)

第10条 村長は、第9条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第12号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 村長は、第10条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第13号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消)

第12条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第14号)を村長に提出するものとする。

2 村長は、第1項の規定により、法定耐用年数の期間内に置いて、補助事業者が当該システムを処分する場合、補助金の返還を求めることができる。

(定期報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、対象システムの設置を完了した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後に、定期報告書を村長に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 太陽電池モジュール
(2) 架台
(3) 接続箱
(4) 直流側開閉器
(5) インバータ
(6) 保護装置
(7) 発生電力計
(8) 余剰電力販売用電力量計
(9) 配線・配線器具の購入・据付
(10) 工事に関する費用

そ の 他	
-------	--

様式第3号 (第5条関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
○住宅用太陽光発電システム設置費		
内 訳	・ 太陽電池モジュール	
	・ その他付属機器等 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 架台 接続箱 直流側開閉器 インバータ 保護装置 発生電力量計 余剰電力販売用電力量計 配線・配線器具関係等 </div>	
	・ 設置工事に関する費用	
	・ その他	
	・ 消費税	

計		
---	--	--

村税等完納証明書

年 月 日

玉川村長 様

申請者 住所
氏名 (印)
電話 ()

玉川村太陽光発電システム設置事業補助金交付申請のため、下記の同居する家族について、納付すべき税目の納期到来分について完納されていることを証明願います。

記

申請者の氏名			
同居する 家族の氏名			

証明事項	納付すべき税目の納期到来分について完納されている。
証明番号	第 号 (年 月 日現在)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

玉川村長

(印)

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、下記により交付する。

年 月 日

玉川村長

記

- I 交付金額 金 円
- II 交付条件等
- 1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ村長に届け出てその承認を受けなければならない。
 - 2 承認事項等
 - (1) 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を村長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 3 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、村長の要求があったときは、直ちに村長に報告しなければならない。
 - 4 実績報告
補助対象者は、補助金に係る事業完了後、既存住宅に設置する場合は3か月以内、新築住宅に設置する場合は6か月以内（第7条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内）又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
 - 5 補助金の確定等
村長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
 - 6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

玉川村長

記

(理由)

様式第7号（第7条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

玉川村長 様

補助対象者

住 所

氏 名

㊟

年 月 日付け、玉川村指令 玉企第 号で補助金交付決定のあった玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

年 月 日

玉川村長 様

補助事業者等

住 所

氏 名

⑨

玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業実施状況報告書

年度において、玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

(年 月 日現在)

区 分	内 容	内 訳
	補助金の交付決定年月日 及 び 指 令 番 号	
	設 置 に 要 す る 費 用	
	出 来 高	
	進 捗 率	
	完 了 予 定 年 月 日	
	備 考	

年 月 日

玉川村長 様

補助事業者等

住 所

氏 名

㊞

玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業完了報告書

年度において、玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業を、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定額
- 3 着手年月日
- 4 完了年月日

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

玉川村長 様

申請人 住 所
氏 名 ④
電 話 (- -)

玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業実績報告書

年 月 日付け玉川村指令 玉企第 号で交付決定通知のあった玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業等の名称	玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業			
施 行 場 所	玉川村大字 字			
設置に要した費用	円			
補 助 金 の 額	円			
着 手 ・ 完 了 日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 対象システムの設置の状況を確認することができる写真 <input type="checkbox"/> 電力会社との電力需給契約書の写し <input type="checkbox"/> その他村長が必要と認めて指示する書類			
摘 要				

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	摘 要
○住宅用太陽光発電システム設置費		
内 訳	・ 太陽電池モジュール	
	・ その他付属機器等 （ 架台 接続箱 直流側開閉器 インバータ 保護装置 発生電力量計 余剰電力販売用電力量計 配線・配線器具関係等 ）	
	・ 設置工事に関する費用	
	・ その他	
	・ 消費税	
	計	

様式第12号（第10条関係）

玉川村指令 玉企第 号
年 月 日

様

玉川村長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

確定金額	円
------	---

年 月 日

玉川村長 様

補助対象者

住 所

氏 名

㊟

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け玉川村指令 玉企第 号で交付決定のあった玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を、下記のとおり請求する。

記

請 求 金 額	円				
支 払 方 法	現金払 ・ 口座振込				
(現金払・口座振込のどちらかに○をし、口座振込を選択した場合は、金融機関・口座名義の欄に必要事項を記入してください。 なお、口座名義は補助対象者と同一にしてください。)	金 融 機 関	振 込 先	信金 銀行 農協 信組 労金	本店 支店	
		預金種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
	口 座 名 義	フリガナ			
		お 名 前			

年 月 日

玉川村長 様

申請人 住所
氏名 ④
電話（ - - ）

処 分 承 認 申 請 書

年 月 日付け玉川村指令 玉企第 号より交付決定通知を受け設置した住宅用太陽光発電システムを処分したいので、玉川村太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第14条の規定により申請します。

補助事業の名称	玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業
施工場所	玉川村大字 字
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他（ ）
処分の時期	
処分の理由	